



医療的ケアが必要な方について 一緒に考えてみませんか？

延岡市は、医療的ケア児（者）とご家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、一人ひとりが理解を深め、お互いに支え合う地域づくりを目指しています。「医療的ケア児支援法」が施行された9月に啓発活動を実施します。

9/1（火）～9/15（火） ※日没～22：00	城山公園三階櫓台石垣グリーンライトアップ 延岡の自然のようにやさしく寄り添い、医療と暮らしをつなぐ光「グリーン」にライトアップ
9/5（土）～10/1（木） ※火～金 9：00～19：00 ※土、日、祝日 9：00～17：00	図書館ミニ企画展（延岡市立図書館） ●日常的に看護・介護を担う家族の体験談等を記した本の展示 ●医療的ケア児（者）に関する内容の本や資料の展示
9/24（木）13：00～ 9/30（水）15：00 ※平日 8：30～17：15 ※土日 8：30～16：30	パネル・作品展（延岡市役所（1階）市民スペース） ●医療的ケア児（者）とご家族、支援に携わっている関係者の想いをつづったメッセージ ●在宅や事業所の様子を撮影した写真 ●医療的ケア児（者）とご家族が一緒に制作した作品
9/25（金） 9/28（月） 9/29（火） ※9：30～15：00	医療機器及び福祉用具の展示、取扱い説明（延岡市役所（1階）市民スペース） ●9/25（金）：福祉用具（特殊寝台、リフト） ●9/28（月）～9/29（火）：医療機器（喀痰吸引器、吸入器） 福祉用具（特殊寝台、リフト） ※9/28（月）は人工呼吸器展示、取扱い説明実施
9/24（木）13：00～ 9/30（水）15：00 ※平日 8：30～17：15 ※土日 8：30～16：30	防災用品の展示（延岡市役所（1階）市民スペース） 避難所用テント、段ボールベッド、非常用蓄電池、市が備蓄している非常食、液体ミルク、おむつ等 ※9/25（金）、9/28（月）9：30～15：00は災害支援課職員による取扱い説明実施

この活動は、医療的ケア児（者）とご家族、延岡市障がい者自立支援協議会「重心・医ケア支援部会」のみなさまの声をもとに、医療機器・福祉用具取扱い業者や関係機関のみなさまのご協力のもと開催します。より多くの方に医療的ケア児（者）について理解を深めていただく機会になれば幸いです。

＜お問合せ先＞

延岡市障がい福祉課 自立支援係

〒882-8686 延岡市東本小路2番地1
電話（0982）20-7252／FAX（0982）21-0203
E-mail:syougai@city.nobeoka.miyazaki.jp

ご不明な点がありましたらお気軽にお問い合わせください

医療的ケア児（者）に関する相談先、利用可能なサービスは裏面をご覧ください。下の二次元コードからもご確認くださいませ。



相談先のご案内

延岡市基幹相談支援センター連絡先

医療的ケア児等コーディネーターや福祉の専門職などが相談に応じます。

事業所名	住所	電話番号
延岡市北部地域基幹相談支援センター	延岡市大武町4615番地2	(0982) 20-2710
延岡市西部地域基幹相談支援センター	延岡市大貫町4丁目1603番地2	(0982) 20-0717
延岡市南部地域基幹相談支援センター	延岡市愛宕町2丁目4番地1	(0982) 29-2720

宮崎県医療的ケア児支援センター連絡先

どこに相談すれば良いかわからない状況にある医療的ケア児のご家族からの相談をワンストップで受け止め、市町村、医療機関、事業所等の関係機関と連携して対応しています。

場所	県立こども療育センター内（宮崎市清武町木原4257-8）
開設時間	月～金曜日（祝日を除く）午前8時30分～午後4時
相談方法	電話：（0985）85-6526 メール：ikeaji-sc@pref.miyazaki.lg.jp 来所：事前に電話やメールで要予約

サービスのご案内

利用できる主なサービスを掲載します。

利用を希望する場合は、延岡市障がい福祉課自立支援係（0982-20-7252）までお問い合わせください。サービスの紹介、申請手続きのご案内を行います。

障害児通所支援	児童発達支援	健診等で支援が必要とされた児童に、日常生活における基本的な動作、集団生活への適応訓練を行う
	放課後等デイサービス	学校通学中の児童が、放課後や夏休み等に事業所に通い、生活能力の向上のために必要な訓練を行う
障害福祉サービス ※一部掲載	居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事の介助を行う
	生活介護	常に介護を必要とする人に、日中、入浴、排せつ、食事の介助等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供
	短期入所	短期間、施設において入浴、排せつ、食事の介助を行う
日中一時支援		日中に介護者の一時的な休息を目的として障がい児（者）を一時的に預かる
教育・保育施設等における医療的ケア児緊急支援		看護職員が配置されていない教育・保育施設や児童発達支援を利用する未就学児が、緊急的に医療的ケアが必要になった際の訪問看護費用の一部補助
医療的ケア児在宅レスパイト		在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るため、医療保険の適用を超える自宅利用や医療保険の適用外となる自宅以外での訪問看護の提供